

議案第17号

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
大網白里市国民健康保険条例（昭和35年条例第11号）の一部を次のよう  
に改正する。

目次中「第3章 削除」を「第3章 被保険者（第4条）」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 被保険者

（被保険者としない者）

第4条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき児童福祉施設に入  
所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託  
されている児童であつて、民法（明治29年法律第89号）第877条の規  
定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

附則第3項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法  
律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を  
「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華  
人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た  
に報告されたものに限る。）である感染症をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。